

令和7年度 EIT グローバルアウトリーチプログラムコーディネート業務 委託仕様書

1. 目的

群馬県では、新たな富に繋がる未来への投資として、世界トップ企業や先進的な技術を有するスタートアップ企業の誘致を進めている。

今年度は、欧州イノベーション・技術機構（EIT）と連携したプログラムを実施し、最先端の技術を有する欧州スタートアップと課題を抱える県内関連企業の協業を促進することで、既存産業の活性化を図るとともに、欧州スタートアップの当地域への誘引を図る。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

3. 業務概要

欧州イノベーション・技術機構（EIT）と連携した、県内関連企業と欧州スタートアップのマッチングによる新規事業創出プログラム（EIT グローバルアウトリーチプログラム）を実施するに当たり、最終的な目標であるマッチングにつなげられるように、プログラムの進行補助及びプログラム外での参加企業に対する支援を行う。

4. 業務内容

（1）プログラム進行補助

本プログラムのスケジュールは次表のとおりであるが、プログラムが円滑に進められるように、イベント（ワークショップ及びロードショー）の当日運営のほか、主に参加企業への支援を実施すること。

	コンテンツ	実施日程
1	参加企業（8社）の募集選定 ・欧州スタートアップとの連携を希望する県関連企業を募集、参加企業8社を選定	2025年 4月～5月
2	ワークショップ及び参加企業（4社）の選定 ・1で選定した企業8社に対して、3日間のワークショップを開催。1日目は全体に対するレクチャー、2、3日目は各社を訪問してのヒアリングを実施 ・ワークショップの結果を踏まえ、スタートアップとのマッチングを支援する参加企業4社を選定	2025年6月
3	スタートアップの募集・選定 ・参加企業1社当たり、3社程度のスタートアップを選定 ・募集はEIT側で行い、最終的な選定は県や参加企業も参加	2025年 6月～7月

4	オンラインブートキャンプ ・スタートアップに対して、日本市場やビジネス文化の習得に関するレクチャーの実施 ・スタートアップと参加企業の 1on1 ミーティングの実施	2025 年 9 月～10 月
5	ロードショー ・4 日間にわたってスタートアップが群馬県に来県。直接のミーティングや現地視察によって、協業を促進 ・最終日にはネットワーキングイベントを開催。参加企業、スタートアップのほか、県内の事業会社や支援機関など幅広い層の交流を促進	2025 年 11 月

○主な業務分担

業務の流れ		役割分担		
		委託先	県	EIT
参加企業（8 社）の募集・選定	参加企業募集		○	△
	参加企業選定		○	○
ワークショップ及び参加企業（4 社）の選定	全体設計		○	○
	会場設営・運営	○	○	
	ヒアリング参加企業サポート（懇親会含む）	○	△	
	EIT 側来県サポート		○	
	参加企業選定	△	○	○
スタートアップの募集・選定	スタートアップ募集		△	○
	スタートアップ選定		△	○
オンラインブートキャンプ	スタートアップへのレクチャー	△	△	○
	1on1 ミーティング進行	△		○
	1on1 ミーティング参加企業サポート	○	△	
ロードショー	全体設計		○	○
	会場設営・運営		○	○
	EIT 側来県サポート		○	
	ネットワーキングイベント	○	△	

○：主担当、△：副担当

（２）プログラム外での参加企業に対する支援

プログラムの進行に際して、最終的な目標である県内企業とスタートアップのマッチングにつなげられるように、県内企業に対する支援を行う。

ア ワorkshopまでの支援

参加企業が8社に選定後、ワークショップ開催までの期間で、メンタリングを通じてスタートアップとの協業にあたって必要となる知識の習得支援や、参加企業が抱える課題や新規に立ち上げたい事業の整理を行う。なお、メンタリングは各社1回以上実施し、作成した記録を県に共有すること。

イ キックオフイベント

参加企業が4社に選定後、本プログラムで各企業がプログラムで取り組みたいことなどを発表するイベントを開催し、参加企業同士での交流を創出するとともに、県内外の事業会社や支援機関などに聴講者として参加いただくよう広報すること。なお、実施にあたっては、オンラインでの配信も同時に行うこと。

ウ ロードショーまでの支援

参加企業4社に対し、ロードショー開催までの期間で、メンタリングを通じて課題の解決や新規事業開発にあたってスタートアップに求める技術・技能等の明確化、スタートアップとの1on1ミーティングに必要な情報の精査、資料作成支援等の必要な支援を実施すること。なお、メンタリングは各社月1回以上実施し、作成した記録を県に共有すること。

エ 事後フォローアップ

ロードショーの実施後、参加企業とスタートアップの協業がスムーズに進められるよう、メンタリングなどを通じて必要な支援を行うこと。

(3) 広報活動

プレスリリース配信サービスやSNSを活用し、プログラムでの取組を県内関連企業や支援機関等に積極的に周知すること。

(4) 成果報告書の作成・納品

業務終了時には、(1)から(3)の実施結果等について報告するとともに、業務によって得られた知見、参加企業への支援概要やプログラムの実施結果などをまとめた報告書を作成して納品すること(Word若しくはExcelファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ等)。

5. その他

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 本業務以外に委託者や関連団体が行う創業・起業支援事業との連携を図るよう努めること。

- (6) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (7) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (9) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (10) 本業務は国の交付金を利用するものである。受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (11) 本業務の経理を明確にするため受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (12) 本業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託者の負担とする。
- (13) 仕様書記載の業務の一部が実施できなくなった場合は、委託者と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更をする。